

砂 川 市 規 則 第 1 8 号
令 和 8 年 3 月 3 1 日

砂川市職員諸給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市職員諸給与条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市職員諸給与条例施行規則（昭和35年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「における別表第3備考第3号の適用を受ける職員」を「において、労務職員の事務生」に、「定められた」を「定める」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 職員を上位の職務の級に昇格させるときは、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

第11条第1項第3号中「第8条第2項第3号若しくは第5号」を「第8条第2項第2号若しくは第4号」に改める。

第22条の2第1号中「第22条第1号」を「第22条第1項第1号」に改め、同条第2号中「第22条第2号」を「第22条第1項第2号」に改める。

別表第3（第7条関係）を次のように改める。

別表第3 削除

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。